

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関の指定

小売販売業者甲の業者登録

土地改良事業計画の適否の決定

保安林の指定の解除 (二件)

解除予定の保安林 (三件)

普通母樹林の指定の解除

基本測量の実施

◇ 告 告

鳥取県職員採用中級及び初級試験の実施

鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木村医院	米子市東倉吉町六八	昭和五十五年八月二十八日
笹津産科 婦人科医院	倉吉市塚町二丁目二三九	昭和五十五年八月十五日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町字今市二四二	昭和五十五年八月二十日

鳥取県告示第七百二十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第二十二條の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 登録年月日 氏 名 住 所
鳥振第二四号 五五・七・二一 中嶋 秀雄 鳥取市美萩野一丁目一八番地の七

営業所の所在地 事業区域
同 上 鳥取市

鳥取県告示第七百三十号

昭和五十五年六月二十日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(清山地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十一号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(神倉地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十二号

八東町から申請のあつた町営土地改良(才代後山地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十三号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(常清地区農道整備)事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字中三間割三七四、四六七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目二一六の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷五五〇の一四、五五〇の一八、五五〇の二五(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、五五〇の一七、五五〇の四〇から五五〇の四二まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十六日

普通母樹林
鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
四十七	昭和	ひのき	日野郡			山口県下関市後田町四丁目七の七 田 後 稔
一二十五	五十五年		日南町	一、九六一・九二〇本	ヘクタール	東京都府中市武蔵台二丁目二二の一 松 井 葎 江
二	八月二十 六日		花口一 九九五 の五八			東京都世田谷区奥沢三丁目八の九 吾 郷 方 子 神奈川県横浜市港北区高田町一六九六の一〇 江 加 藤 珠

鳥取県告示第七百四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量(国土基本図作成作業)

二 作業期間 昭和五十五年八月二十六日から昭和五十六年三月十日まで
三 作業地域 岩美町

公 告

職員任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和55年 8月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

- 試験の名称 昭和55年度鳥取県職員採用中級及び初級試験
- 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数	
			初級	中級
中級	約2名	生活改良普及員	初級	約2名
			初級	約2名
初級	約5名	A	初級	約7名
			初級	約7名
		B	初級	約2名
			初級	約2名
初級	約5名	初級	約2名	

3 対象となる職

知事の事務部局、警察本部、教育委員会事務局、市町村立小・中学校等に勤務する行政職給料表7等級相当程度の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか、諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
中級	83,900円
初級	78,900円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
中級 生活改良普及員	昭和30年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する生活改良普及員の資格を有するもの又は昭和56年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
初級 一般事務 学校事務 電気 林業	昭和34年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 中級

教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

イ 初級

(ア) 一般事務及び学校事務

教養試験（多枝選択式）、適性試験（多枝選択式）及び適性検査

(イ) 電気及び林業

教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和55年10月12日（日）

(3) 試験の場所

ア 中級

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

イ 初級

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1試験合格者の発表

昭和55年11月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）

にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

中級については論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査、初級については作文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和55年11月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和55年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験の手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができ

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和55年9月1日(月)から同月22日(月)まで(日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和55年9月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、50円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

専門試験(多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分		出題分野	
中級	生活改良普及員	家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理	家族関係、保健衛生
	電気	数学、物理、電気理論、電気計測、電子回路、電子機器設備、電気機器設備	
初級	電気	林業経営、測樹、育林、伐木運材、林業機械、砂防、測量、木材加工、林産製造	
	林業		

職員の任用に関する規則 (昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和55年 8月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和55年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官 (A)	約 15 名
警察官 (B)	約 10 名

3 対象となる職種

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員 (巡査) の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官 (A)	102,800円
警察官 (B)	88,500円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
警察官 (A)	学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (短期大学を除く。) 若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和56年 3月31日までに卒業する見込みの者
警察官 (B)	上記以外の者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験 (多肢選択式)、論文 (作文) 試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和55年 9月28日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和55年11月上旬に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220番地)

にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、体力検査、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和55年11月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和55年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとく作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。

採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験の手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和55年9月1日(月)から同月22日(月)まで(日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和55年9月22日までの消印のあるもの限り受け付ける。

ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。

胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴 力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】